



資料

- 用語解説（50音順）
- 木津川市教育振興基本計画改定経過
- 木津川市教育振興基本計画策定委員会条例
- 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

○ 用語解説（50音順）

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。
一般に“情報通信技術”と訳される。
教育場面では、電子教材を活用した実践や
コンピュータによる情報管理等を意味する。

ICT支援員

教職員の日常的な ICT 活用の支援に従事する職員

朝読書・昼読書

児童生徒が一斉に読書に取り組む時間。1
校時開始前や昼休み後に短時間設定される
ことが多い。

預かり保育

保護者の一時的な就労や疾病、事故、看護や
育児に伴う心理的負担を軽減するため、保
育施設で一時的に子どもを預かる制度

E S D (Education for Sustainable Development):持続可能な開発のための教育
人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活
を確保できるよう、気候変動、生物多様性の
喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開
発活動に起因する現代社会における様々な
問題を、各人が自らの問題として主体的に
捉え、問題の根本的な要因等にも目を向け
身近なところから取り組むことで、それら
の問題の解決につながる新たな価値観や行
動等の変容をもたらし、もって持続可能な
社会を実現していくことをめざして行う学
習・教育活動のこと

生きる力

知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康・体力)のバランスのとれた力という意味
で用いられる。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等

インクルーシブ教育

子どもたちの多様性を尊重し、障害のある
なしなどにかかわらず、すべての子どもを
包含する教育方法

栄養教諭

児童生徒の栄養に関する指導及び管理を司る教員。児童生徒の発育において、栄養状態の管理や、栄養教育の推進をめざして平成17（2005）年度に新たに設けられた職

SNS

Social Networking Service の略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点や繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりするサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリ等で閲覧・利用することができる。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）の略称。持続可能な開

発目標とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことである。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

園庭開放

幼稚園、保育所・認定こども園が日時を決めて園庭を一般に開放し、子どもたちが遊べるようにする子育て支援のこと

OJT

On the Job Trainingの略で、「学校内でできる人材育成」を意味する。日頃の職務を通して、質の高い教育活動を展開するために教員として必要な知識や技能、意欲、態度などを意図的・計画的・継続的に高めていく取組

親のための応援塾

PTAが主体となり、就学前の子どもを持つ保護者が先輩保護者とともに子育ての不安や悩みについて話し合い、交流を深め、保護者同士のネットワークづくりを進める京都府独自の取組

か行

外国語指導助手(ALT:Assistant Language Teacher)

小学校の外国語活動や外国語科、中学校の英語科、国際理解教育に関する授業を支援するために配置している外国人指導助手

(部活動)外部指導者

顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う人材。

学習指導要領

学習指導要領とは、文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。学習指導要領は約10年ごとに改訂され、その基準に沿って教科書や各学校の授業のカリキュラム等が構成される。2020年度から小学校で、2021年度からは中学校で新学習指導要領での授業が順次導入された。

学習の個性化

教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること

かけ橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間

かけ橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、かけ橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすもの

課題解決型学習

知識の暗記などのような児童生徒が受動的な学習ではなく、自ら問題を発見・設定し解決する能力を養うことを目的とした教育法のこと

学校・園評価

学校・園が学校・園としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校・園運営の改善を図ること

学校・園評議員

地域住民の中から教育に関する理解と識見を有する者の中から校・園長が推薦、設置者が委嘱する。学校・園運営への地域住民の参画を、制度的に位置づけるために導入されたもの。校・園長の求めに応じ、学校・園運営に関して意見を述べることを任務とする。

学校安全マップ

子どもの通学や遊び場等における交通事故防止、安全確保のため、危険箇所を明示した地図

学校運営協議会

コミュニティ・スクールの項を参照

学校司書

学校において司書教諭を補助し、学校図書館の円滑な活用を支援する職員

家庭学習の手引き

家庭において、児童生徒が宿題や自主学習等を行うための手引き

カリキュラム・マネジメント

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育内容を関連させて教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備である。

考え方議論する道徳

「考え方議論する道徳」の授業とは、答えが一つではない道徳的な課題について、発達の段階に応じて、一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っていけるような授業のこと

関西文化学術研究都市（学研都市）

創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化等の発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県の3府県にまたがる京阪奈丘陵(枚方丘陵、生駒山、八幡丘陵、田辺丘陵、大野山、平城山丘陵)に建設されている広域都市の呼称。本市では精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)

児童生徒等の安全の確保を図るために、学校の実情に応じて、危険等発生時において職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領。学校保健安全法29条に定められている。

GIGA (Global and Innovation Gateway for All)

スクール構想

文部科学省が提唱する「ICT教育の実現に向けた取組」。1人1台の情報端末を全国の小学校と中学校に配備し、高速ネットワーク環境を整備することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することをめざすもの。本市においては、令和2年度に1人1台端末の整備を行っている。

きづがわっ子

本市に在住する子どもの愛称

木津川市遠距離通学費補助制度

遠距離通学する児童生徒に対する通学費を補助する制度

木津川市学校(園)保健会連絡協議会

木津川市における学校(園)保健教育を積極的に推進することを目的とし、本市に即した学校(園)保健対策の樹立や各学校(園)における保健教育などに関する情報の交換並びに連絡、調整を行う組織

木津川市学校施設等長寿命化計画

学校施設の老朽化が進む中、従来の「改築中心・事後保全」の考え方から、機能や設備を良好な状態に保つことによって、施設の使用年数を延ばす「長寿命化中心・予防保全」の考え方を取り入れた整備手法へと転換や長期的な視点による施設整備のあり方を示したもの

木津川市教育支援委員会

市内の障がいのある子どもが、障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、豊かに発達することをめざし、保護者及び関係機関と連携を図りながら、教育相談を重視した就・修学の指導や進路の充実とその後の一貫した支援を図るための委員会

木津川市公立幼稚園再編実施計画

今後の本市公立幼稚園の方向性を示す具体的な実施計画。期間は令和4年度から令和8年度までの5年間

木津川市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、施設やサービスを整備・実施し、乳幼児期から小学校まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援施策を推進するもの

木津川市子どもの読書活動推進計画

子どもの読書習慣を養うための本市の取組等をとりまとめた計画。平成22(2010)年策定。平成29(2017)年、令和4(2022)年改訂。

木津川市小・中学校統一学力テスト

木津川市立小学校2~5年生を対象に国語・算数・理科(5年生のみ)、中学校1年生を対象に国語・数学・英語のテストを行い、学習内容の定着状況を把握している。結果を分析し、授業改善や個別指導に活かすために活用している。

木津川市生涯学習推進計画

市民一人一人が生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会実現のための基本的な考え方や方向性を示した計画。平成26(2014)年3月、第2次令和6(2024)年3月策定。

木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に補助金を交付することにより、在籍する幼児を養育する保護者の負担軽減を図るもの

木津川市人権教育研究会

「木津川市教育振興基本計画」及び「学校教育の重点」に基づき、各学校・園の連携のも

とに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざし、人権教育の研究推進を図るための研究会

木津川市青少年育成委員会

家庭・学校及び各種団体並びに地域社会との密接な連携のもとに、お互いが協力して青少年の健全な育成を図ることを目的に、委員研修や青少年非行の早期発見と善導活動等を行っている。

木津川市総合計画

中長期を見通したまちづくりを進めるための市民と行政の指針であり、市の最上位計画として各分野の施策を効果的に進めていく役割を担うもの

木津川市地域で支える学校教育推進事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、市内中学校区を基本とした地域で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業。市内全中学校区で実施

木津川市特色ある学校づくり推進事業

木津川市特色ある学校づくり推進事業実施要綱に基づき、学校、児童生徒及び地域実態、特性等を活かした特色ある教育活動への積極的な取組を推進する学校に対して経費を支給する事業

木津川市特別支援教育推進委員会

木津川市における特別支援教育の在り方を研究し、小・中学校における特別支援教育の推進を図るための委員会

木津川市文化財保存活用地域計画

多様な主体の連携を図り、地域縦がかりで

木津川市固有の文化財の保存・活用を着実に進め、木津川市における歴史文化を活かしたまちづくりを推進することを目的に、文化財保護法第183条の3に定める「文化財保存活用地域計画」として、文化庁から令和5年7月に認定を受けた

木津川市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携し、児童虐待等への対応を行う組織

木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画

今後、児童生徒数が減少し小規模校が増加していくと見込まれる中で、義務教育9年間を見通し、一定の集団生活の中で、児童生徒一人一人の自己の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、持続可能な社会の創り手として必要な資質能力を育むための良好な学習環境や、円滑な学校運営を行える教育環境を整えるため、中長期的な展望に立って今後の市立小中学校の在り方についての基本的な考え方を示すもの

木津川市立小中学校学力充実・向上推進会議

本市内の小中学校教員で組織され、学力充実・向上のため、研修や実践交流等を行う。

規範意識

道徳、倫理、法律等の社会のルールを守ろうとする意識

キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、主体的に進路を選択する能力・態度を育て

る教育

キャリアパスポート

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画

教育基本法

我が国の教育や教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を明らかにすることを目的として制定されたもの

教育支援センター(キッズふれあい教室)

様々な要因により登校の困難な本市内の中学生に、個別カウンセリングや学習支援等を行うことで、集団適応能力を身に付け、教育機会の保障や在籍校への復帰を促進するためのセンター。令和5年4月に「適応指導教室」から「教育支援センター」へ改称され、保護者への相談機能がより充実された。

教育 DX

教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること

教科横断的

資質・能力の育成の視点としては、言語能力・情報処理能力・コミュニケーション力等、教育活動全体を通して育成することで

あり、教科内容の視点としては、各単元の学習指導において、各教科間で同じ学習内容、もしくは似ている学習内容を関連付けて横断的に指導すること

協働的な学び

教育活動全般を通じて、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成するもの

きょうと食いく先生

学校、保育所、地域等での体験型食育を支援するため、農作物の栽培や加工・調理等の食農体験指導を行うことができる専門家を「きょうと食いく先生」として認定し、広く派遣する府の事業

京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～

京都府の児童生徒の学習状況等を把握し、結果分析により指導上の課題を明らかにして授業改善を推進するためのテスト

京のまなび教室事業

子どもの体験活動や学習活動等の充実に向けて、地域人材を中心に数々の体験活動を実施するための特別講師を派遣する等の京都府の事業

くにのみや学習館

(木津川市文化財整理保管センター分室)

史跡恭仁宮跡(山城国分寺跡)をはじめ、本市の豊富な歴史・文化遺産の魅力を発信す

る拠点施設。恭仁宮の再現映像の上映や発掘調査等により出土した瓦や土器等の展示を行っている。

グローバル化

国や地域等の地理的境界、枠組を越えて広がり、一体化していくこと。文化・経済・政治等の人間の諸活動を世界的規模に広げるのこと

言語活動

「話す」「聞く」「読む」「書く」の4つの活動を指す。学習指導要領では、基礎的・基本的な知識及び技能を習得、思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うために、言語活動を充実することとしている。

言語力

学校教育のすべての科目を通じて個人の自己表現、他者理解、共同生活の能力を助長することを目的として、狭い意味の国語力にとどまらないコミュニケーション能力、思考のこと

現代的な健康課題

現代の児童生徒には、肥満・瘦身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、多様な課題が生じている。また、身体的な不調の背景には、いじめ、児童虐待、不登校、貧困等の問題が関わっていることもある。

校内委員会

特別な教育的支援を必要とする子どもを直接担当する教師だけでなく、管理職をはじめとするすべての教師が、これらの子ども

に対する理解を深め、共通の認識をもって、学校全体として組織的に対応するための中学校における委員会

校務支援システム

学籍管理や成績管理など教員の校務を効率化するツール

合理的配慮

障がいのある人から日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、何らかの対応を求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で状況に応じて行われる配慮のこと

心の教育相談員

教職経験者や青少年団体指導者等地域の人材を中学校に配置し、生徒の相談や気軽な話し相手となることにより、生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境をつくるための相談業務を行う者。本市独自で配置している。

子育てサロン

子育て中の親子や家族が気軽に立ち寄り、悩みや情報交換をする場。地域の社会福祉協議会や民生委員、主任児童委員、ボランティアが地域の集会所等を借り、運営している。

子育て支援センター

親同士の交流や悩みを相談できるサロンを開催したり、みんなで育てた野菜を親子で料理をして食べたり、お子さんの感受性を豊かにするための、さまざまなイベントを開催しているセンター。市内に4カ所開設されている。

ことばの力

ことばを運用する際に必要な能力「言語を通して知識や技能を理解する力」「言語によって論理的に考える力」「言語を使って表現する力」の総称

子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成 25(2013) 年 6 月に成立

5分間スタディ

食育推進事業の取組の一つ。小中学生の発達の段階に合わせて、クイズ形式で食に関する知識を扱う学習教材を活用する。保護者向け啓発資料としても配付している。

個別最適な学び

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者の視点から整理した概念

個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで、その個人のニーズに応じた一貫した的確な支援を行うために、長期的な視野を学校が中心となって作成する計画。作成に当たっては関係機関との連携が必要であり、保護者の参画や意見等を聞くこと等が求められている。

個別の指導計画

子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ学

校が作成する指導計画。単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

コミュニケーション能力

社会生活において、他者と円滑に意思疎通が行える能力

コミュニティ・スクール

保護者や住民が加わる「学校運営協議会」を置く学校。協議会は地方教育行政法に基づく組織で、同法改正で平成 16(2004) 年度から導入できるようになった。教育委員会が設置校を指定し、協議会の委員は校長がつくる方針を承認したり、教育委員会や校長に意見を述べたりできる。

コンプライアンス

一般的に「法令遵守」と訳されているが法令だけにとどまらず、社会の規範やルールまで含めて遵守することをいうものであり、それによって学校・園の教職員が市民の期待に応えることを意味する。

さ行

サンタモニカ市

アメリカ合衆国カリフォルニア州サンタモニカ市のこと。本市が友好都市盟約を締結し、両市の文化交流や観光振興等で協力を確認している。

J-ALERT(全国瞬時警報システム)

総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から

人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムの整備を行っている。

思考力・判断力・表現力等

学校教育法第20条に明記されている学力の3つの要素のうちの一つ。各教科等において思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語環境を整え、言語活動の充実を図ることに配慮することが求められている。

自己肯定感

自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する言葉。自尊感情、自己存在感、自己効力感等の言葉とほぼ同じ意味合いで使われている。

自己調整

学習者自らが学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整すること

自己有用感

自分と他者（集団や社会）との関係を、自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、
自己に対する肯定的な感情

司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌る。学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令において12学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている

持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会

質の高い学力

「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の三つの要素が統合された学力

指導の個別化

子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと

主体的・対話的で深い学び

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考え

ること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点

③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

生涯学習社会

国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会

小学校英語指導講師 (JTE :Japanese Teacher of English)

小学校における外国語教育を補助する者。
本市独自で配置している。

小学校社会科副読本「わたしたちの木津川市」

本市の産業や歴史等を編集した小学校の社会科で活用する副読本

小小連携

複数の小学校が教育課程を調整し、学習や行事等を連携して取り組んだり、共同で職員研修を行ったりする等の取組を行うこと

小中一貫教育

小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の教育課程に一貫性を持たせた体系的な教育方式

小中学校教育研究会

小中学校教育の進展向上を目的とした教職員の組織

小中連携

義務教育9年間を見通して、子ども理解の一貫性に立った小学校と中学校の継続性・連続性を持たせるための様々な取組を行うこと

情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。本市では、令和4年度に木津川市情報教育研究会において「情報活用能力体系表」が作成された。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度

食育

様々な経験を通じて食に関する知識とバランスのよい食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと

食育推進委員会

食育の取組を検討する委員会

食育推進事業

食育を本市内の小中学校において推進していくための取組の総称

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を

図ることを目的として、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、臨床心理士等の資格を有し、小中学校に配置されている心理学の専門家

スクールソーシャルワーカー

教育相談体制の充実を図るため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援を用いて課題解決への対応を図っていく職員のこと。

（まなび・生活アドバイザーの項も参考）

ステップアップ学習

中学2・3年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業

生成AI

従来のAIは決められた行為の自動化を目的としたものであるのに対して、生成AIはデータの蓄積により学習し、新しいコンテンツを生成することを目的に作られたAI

セクシャルハラスメント

他の教職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動を指す。特に、児童生徒に対する教職員の性的な言動であって、児童生徒の尊厳と人格を侵害し、学習意欲の低下等をもたらすものを「スクール・セクハラ」と呼び、いざれも許すことのできない人権侵害行為である。

専科教育

小学校において教員の専門性を活かした教科指導を行うこと

全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導等の改善に役立てるため、文部科学省が実施する調査。略称「新体力テスト」

相談支援センター

京都府立支援学校に設置されており、支援を要する児童生徒に関する巡回相談、来校相談等の相談業務や研修支援、地域連携を行う機関

相談支援ファイル

発達障がいを含む障がいのある子どもの成長過程における支援方策について、さまざまな記録を一冊にまとめて保存しておくファイル

Society 5.0(ソサイエティ 5.0)

我が国がめざすべき未来社会として、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において、我が国が提唱したコンセプト。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている。

た行

体罰

肉体に直接苦痛を与える罰。教育現場では、指導の一手段として教師が児童生徒の体に加える罰をいう。学校教育法11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と定めている。一般的に児童生徒への体罰とは、「体に対する侵害を内容とする懲戒（なぐる、けるの類）、肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる）、食事の不供与、酷使的作業命令」とされる。

体力テスト

児童生徒の様々な運動能力や筋力等を調べるために、握力や上体起こし等、8種目実施する。学校教育、家庭での教育、環境、時代の変化等の要因が、子どもの運動能力・体力に対してどう影響を与えたのかを計測し、改善するための方法を模索するための資料として活用する。

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

多文化共生(教育)

国籍や民族等の異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、共に生きていくこと

地域学校協働本部事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、本市では「木津川市地域で支える学校教育推進事業」として、中学校区を基本とした地域全体で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業を行っている。

地域コーディネーター

地域住民等の中から、地域と学校の橋渡し役として活動する人材

地産地消

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップ等につながるものと期待されている。

通級指導教室

小学校における通常学級に在籍し、比較的軽度の障がいのある児童に対して、通常の学級での教科指導等と並行して個々の障がいに応じた指導を行う場

デジタル教材

電子黒板等で使用する学習用ソフトやデジタル教科書等の総称

出前授業

外部の講師を学校に招いて行う授業

電子黒板

デジタル教科書や教育ソフト、Webサイト等

コンピュータの画面上に表示できるものを拡大して表示し、児童生徒に提示することができる。作成した教材を容易に活用でき、児童生徒の視覚に訴える効果的な授業が可能である。本市には、ボード型（プロジェクター型）電子黒板が小中学校のすべての普通教室に設置している。

特定地域学校選択制

希望により他の市立小学校へ転入学できる制度

特別支援教育支援員

小中学校における障がいのある児童生徒に対して、日常生活動作の介助や学習活動の支援を行う職員

特別の教科 道徳

平成 27 (2015) 年 3 月 27 日に告示された一部改正学習指導要領で、今までの「道徳」の学習が「特別の教科 道徳」になった。変更点として、検定教科書ができること。「読む道徳」から「考え、議論する道徳」への転換が図られること。教科化とともに評価を充実させ、数値による評価ではなく、記述式による評価であることが示されている。

としょかんスタートセット

図書館使い方ガイド・低学年向けおすすめブックリスト・図書利用券を入れる携帯ケースで構成されており、新小学 1 年生に配布している。今まで図書館に行ったことのない子どもへのきっかけづくりとして実施している事業

な行

認知能力

知的な力で、知識・技能、思考力等を含む

は行

働き方改革

「一億総活躍社会」を実現するため、非正規雇用労働者の待遇改善や長時間労働の是正等、労働制度の抜本的な改革を行うものである。政府が働き方改革を進める目的は、労働者が働きやすい環境を整備することで、低迷する日本経済を立て直すことがある。学校現場においては、京都府教育委員会が平成 28 (2016) 年度に策定した「学校の組織力向上プラン」に基づき、業務改善、教員の負担軽減対策等の教職員の働き方改革を推進している。

発達障がい

生まれつきの脳機能の発達のかたよりによる障がい。得意・不得意のこぼこと、その人が過ごす環境や周囲の人とのかかわりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する。発達障がいは外見からは分かりにくく、その症状や困りごとは十人十色であり、発達障がいの特性を「自分勝手」「わがまま」「困った子」等と捉えられ、「怠けている」「親の育て方が悪い」等と批判されることも少なくない。しかし、障がいゆえの困難さは、環境を調整し、特性に合わせた方法で関わり教育していくことで、軽減されると言われている。

早寝、早起き、朝ごはんキャンペーン

子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズ

ムの確立のために、食事や睡眠の大切さを
広める国民運動

パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの

非認知能力

意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等を含むもので、主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素（①自分の目標をめざして粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友達と同じ目標に向けて協力し合う。）からなる

ピブリオバトル

書評合戦のこと。基本的なルールは①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。③全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる

VUCA(ブーカ)

volatility (変動性)、uncertainty (不確実性)、complexity (複雑性)、ambiguity (曖昧性)の頭文字作られた。変化が激しく複雑

で、将来の予測が困難となった社会を表す語

部活動指導員

学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの除去。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者

服務規律

職務についている者が守るべき規則

ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもを聞き手の対象として図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティア等により行われる。

フルドライシステム

調理場の床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方式

プログラミング(教育)

学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化された。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。

プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するため

に、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくか、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

ホップアップ学習

小学校3～6年生を対象とした補充学習支援事業。本市独自の事業

ま行

まなび・生活アドバイザー

児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、児童生徒の状況に応じて教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、京都府教育委員会が学校に配置しているアドバイザーのこと。

未就園児保育

就園前の幼児とその保護者を対象に、幼稚園を開放し、保育活動を行う取組

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

友好都市

木津川市は京都府京丹後市とアメリカ合衆国サンタモニカ市と友好都市盟約を締結している

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用できる施設・製品・情報の設計

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

幼児期の終わり、すなわち小学校入学までに育んでほしい姿や能力のめやすを示したもの。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2017年に改定に伴い作成され、2018年4月より施行された。

①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活と関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重 ⑧量・図形、文字等への関心・感覚⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度

市内に居住し、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を円滑に受けることができるよう、教育費の一部を援助する制度。認定されると学用品費、通学用品費、校外活動費の一部や給食費、修学旅行費の保護者負担分等について給付金が支給される。

幼保小

幼稚園、保育所・認定こども園、小学校を意味する

読み聞かせ

主に乳幼児期から小学生の子どもに対して、絵本等を見ながら本を読む行為。乳幼児期の情操教育や文字の習得等に効果があると

いうことや、年齢が上がっても読書への導入としても有効であり、集中して話を聞く訓練にもなるため、採用している学校・園が多い。地域のボランティアやPTAらにより実施されているところもある。

ら行

令和の日本型教育

学習指導要領に示す、誰一人取り残すことのない持続可能な社会の創り手の育成をめざし、そのツールとしてのICTを基盤としながら「日本型学校教育」を発展させる、2020年代を通じてめざす学校教育の姿についてまとめたもの

わ行

ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。働きながら子育てをする人や長時間労働によるストレスで健康を損ないつつある労働者が増加したこと背景に、こうした人々に必要なものとして用いられた言葉。近年では、個人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現をめざす考え方の意味で用いられる。

第2次木津川市教育振興基本計画策定経過

年度	月・日	会議名	主な内容
令和4年度	11月1日	第1回ワーキンググループ会議	担当分野決定
	11月10日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出、諮問
	11月22日	第2回ワーキンググループ会議	第1次基本計画（後期）の総括
	2月14日	第2回策定委員会	第1次木津川市教育振興基本計画の総括、改定方針協議
令和5年度	5月26日	第3回策定委員会	重点目標骨子案
	7月11日	第3回ワーキンググループ会議	重点目標骨子案
	7月27日	第4回策定委員会	第1章～第4章についての協議
	9月25日	第4回ワーキンググループ会議	中間案
	10月11日	第5回策定委員会	中間案
	2月8日	第6回策定委員会	パブリックコメントの意見の取り扱い
	2月8日	答申	第2次木津川市教育振興基本計画 答申
	2月26日	2月定例教育委員会	第2次木津川市教育振興基本計画 議決

市民意見の聴取（パブリックコメント）

令和5（2023）年12月5日から令和6（2024）年1月5日にかけて、計画の中間案について、「木津川市パブリックコメント手続き条例」に基づき、市民の皆様からご意見を伺いました。

お寄せいただいた5名の方からの22件のご意見については、その趣旨を踏まえ計画に反映するもの、今後の検討課題とするもの等に整理し、パブリックコメント実施結果（提出意見及び市の考え方）を公表しました。

木津川市教育振興基本計画策定委員会条例

平成25年3月29日条例第10号

(設置)

第1条 木津川市における教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の校（園）長
- (3) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者
- (4) 木津川市社会教育委員
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から教育振興基本計画策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育振興担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 (経過措置)
この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として教育委員会に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

第2次 木津川市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等	委嘱年度
委 員 長	浅野 良一	兵庫教育大学特任教授	令和4・5年度
副委員長	黒上 晴夫	関西大学教授	令和4・5年度
委 員	川崎 由記子	木津幼稚園長	令和4・5年度
〃	遠藤 順子	木津小学校長	令和4・5年度
〃	太田 智之	泉川中学校長	令和4・5年度
〃	上島 由	高の原幼稚園保護者	令和4年度
〃	吉崎 由紀子	州見台小学校保護者	令和4年度
〃	千田 裕美	木津南中学校保護者	令和4・5年度
〃	中村 麻衣	高の原幼稚園保護者	令和5年度
〃	森本 悠樹	城山台小学校保護者	令和5年度
〃	高原 和子	社会教育委員長	令和4・5年度
〃	藤原 文野	公募委員	令和4・5年度

木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日教育委員会告示第 4 号

(設置)

第1条 この告示は、木津川市教育振興基本計画策定委員会が行う教育振興基本計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、木津川市教育振興基本計画策定委員会条例（平成 25 年木津川市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、木津川市教育振興基本計画策定委員会の審議に必要な事項について調査、研究、調整又は協議する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、教育部の課長級以上の職にある者並びに学校教育指導主事並びに木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

2 教育部長は、ワーキンググループを総括し、教育振興担当課長が補佐する。

(会議)

第4条 教育部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 教育部長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループ以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループに関する庶務は、教育振興担当課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他必要な事項は、教育部長がワーキンググループ会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、この告示に規定する機関の委員に相当する委員として教育長に任命又は委嘱されているものは、この告示の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなす。

第2次 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ名簿

氏名	所属等	
竹本 充代	教育部長	令和4・5年度
大村 和広	教育部理事	令和4・5年度
吉村 建哉	教育部理事	令和4・5年度
八田 達男	教育部理事	令和5年度
吉岡 淳	教育部次長	令和4・5年度
平井 浩美	学校教育課長	令和4・5年度
福井 俊英	学校教育課担当課長	令和4・5年度
久保 要介	社会教育課長	令和4年度
東村 泰嘉	社会教育課長	令和5年度
石崎 善久	文化財保護課長	令和4年度
谷村 信治	学校教育指導主事	令和4・5年度
大谷 和久	学校教育指導主事	令和4・5年度
城野 智	学校教育指導主事	令和4・5年度
湯浅 敬子	学校教育指導主事	令和4・5年度
柚木 泰人	学校教育指導主事	令和4年度
加藤 努	学校教育指導主事	令和5年度
木村 康宏	梅美台小学校教頭 恭仁小学校長	令和4年度 令和5年度
森 環	棚倉小学校教頭 棚倉小学校長	令和4年度 令和5年度
丸本 友子	木津第二中学校教頭	令和4・5年度
古和田 信也	木津南中学校教頭	令和4・5年度
城 佳子	相楽幼稚園教頭	令和4・5年度
名島 貴子	木津南中学校教務主任 木津南中学校教頭	令和4年度 令和5年度
山田 泰史	州見台小学校教務主任	令和4年度
堀井 浩平	加茂小学校教務主任	令和4・5年度
水野 美佳	山城中学校教務主任	令和4・5年度
滝本 拓郎	城山台小学校教務主任	令和5年度

第2次木津川市教育振興基本計画

共に「学び」「喜び」「成長し」
未来を力強く生きる “きづがわっ子”

発行日 令和6年（2024）年5月発行

編 集 木津川教育委員会 教育部学校教育課

〒 619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

TEL 0774-72-0501（代）、0774-75-1230（直通）

HP <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

E-mail gakko@city.kizugawa.lg.jp